

(仮称)仙南クリーンセンター整備運営事業

入札説明書

平成25年5月8日

仙南地域広域行政事務組合

目 次

I 募集の趣旨.....	1
II 事業の概要.....	1
III 事業者募集等のスケジュール.....	5
IV 入札に関する条件.....	5
V 入札書類の審査.....	15
VI 提案に関する条件.....	16
VII 事業実施に関する事項.....	21
VIII 特定事業契約に関する事項.....	23
別紙1 モニタリング実施要領等.....	24
別紙2 (仮称) 仙南クリーンセンター施設整備基本方針.....	27

入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用 語	定 義
組合	「仙南地域広域行政事務組合」構成団体の廃棄物処理、火葬、視聴覚教材センター、消防、介護認定事務、滞納整理事務等の共同処理を行う一部事務組合をいう。
構成団体	組合を構成する「白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町及び丸森町」をいう。
本事業	本施設の整備、運営及び仙南最終処分場の延命化について、民間事業者の創意工夫を活用することにより財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を期待する「(仮称)仙南クリーンセンター整備運営事業」をいう。
熱回収施設	構成団体の区域内で発生する収集可燃ごみ、仙南最終処分場からの掘り起こしごみ、仙南リサイクルセンターからの残さ(可燃残さ、不燃残さ、資源化不適残さ)、し尿脱水汚泥、その他プラスチック類(硬質プラスチック、資源化不適容器包装プラスチック類)、災害ごみ(必要に応じ)を処理するとともに、処理に伴い発生するエネルギーを回収し発電等を行う施設をいう。
管理棟	組合が本施設を管理するための施設をいう。
ストックヤード	スラグ等の資源物を保管する施設をいう。
計量棟	本施設に搬入される一般廃棄物や搬出する資源物等を計量する施設をいう。
外構施設等	駐車場、構内道路、植栽、門、圍障、防災調整池等その他をいう。
本施設	「熱回収施設」、「その他施設」(「管理棟」「計量棟」「ストックヤード」)及び「外構施設等」から構成される(仮称)仙南クリーンセンターをいう。
仙南最終処分場	組合のごみ処理施設から排出される焼却灰及び仙南リサイクルセンターから排出される残さ(可燃残さ、不燃残さ、資源化不適残さ)物を衛生的に埋め立てている施設をいう。
仙南最終処分場の延命化	仙南最終処分場の延命化を図るため既に埋め立てられた廃棄物を掘り起こし、(仮称)仙南クリーンセンターにおける熔融処理並びに処理残さ(埋設廃棄物の選別残さを含む)の埋立並びに浸出水量の最小化を目的とした覆蓋施設の設計、建設及び維持管理までの一連の作業をいう。
DBO方式	Design(設計)、Build(建設)、Operate(運営)を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
SPC	選定された入札参加者の構成員が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社(Special-Purpose-Company)をいう。

用 語	定 義
事業者	組合と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された入札参加者の構成員及びSPCで構成される。
設計企業	事業者のうち本施設の設計及び仙南最終処分場の延命化に係る施設の設計を行う者をいう。
建設企業	事業者のうち本施設の建設及び仙南最終処分場の延命化に係る施設の建設を行う者をいう。
運営企業	事業者のうち本施設の運営及び仙南最終処分場の延命化を行う者をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
構成員	入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	入札参加者を代表する企業をいう。SPCの最大出資者となる。
建設JV	組合と工事請負契約を締結する設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計企業と建設企業が同一企業である場合は設立する必要はない。また、建設JVに設計企業を含めないことも認めるが、その場合は当該JVは設計業務を設計企業に発注しなければならない。
入札書類	総合評価一般競争入札により落札者を決定するために、入札参加者が提出する入札書、提案書、設計図書など一式の書類をいう。
基本契約	事業者の本事業を一括で発注するために、組合と事業者で締結する契約をいう。
工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設JV等が締結する契約をいう。
運営委託契約	本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、組合とSPCが締結する契約をいう。
特定事業契約	基本契約、工事請負契約及び運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	事業者が実施する設計、建設及び運営の実施状況についての組合の監視をいう。

I 募集の趣旨

組合では、構成団体から発生する可燃ごみの処理を角田衛生センターと大河原衛生センターにて実施してきたが、両施設はいずれも、ごみ処理施設の一般的な耐用年数を超え、老朽化が進んでいる状況にある。そのため、今後も構成団体の区域内のごみ処理を安定的かつ継続的に実施し、また圏域内の循環型社会形成を推進するうえで、新たなごみ処理施設である(仮称)仙南クリーンセンターを整備することが組合の重要な課題となっている。

(仮称)仙南クリーンセンター整備運営事業(以下「本事業」という。)は、新たなごみ処理施設の設計・建設、運営及び仙南最終処分場の延命化について、DBO(Design Build Operate)方式により実施し、民間事業者の創意工夫を活用することにより財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を期待するものである。

この入札説明書は、組合が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に交付するものである。入札参加者は、この入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

II 事業の概要

1 事業名

(仮称)仙南クリーンセンター整備運営事業

2 事業実施場所

宮城県角田市毛萱字西ノ入地内((仮称)仙南クリーンセンター)

宮城県白石市大鷹沢鷹巣字黒岩下地内(仙南最終処分場)

3 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)の趣旨に基づき実施する事業(以下「PFI等事業」という。)であり、当該手続きにより選定された事業者〔選定された入札参加者の構成員及び入札参加者の構成員が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社(以下「SPC」という。)で構成される。以下「事業者」という。〕が、組合の所有となる本施設の整備、運営及び仙南最終処分場の延命化を一括して受託するDBO方式とする。

(2) 契約の形態

- ア 組合と事業者は、本事業に係る基本契約(以下「基本契約」という。)を締結する。
- イ 基本契約に基づいて、組合は、本施設の設計及び仙南最終処分場の延命化に係る施設の設計を行う者(以下「設計企業」という。)と本施設の建設及び仙南最終処分場の延命化に係る施設の建設を行う者(以下「建設企業」という。)による共同企業体等(設計企業と建設企業が同一企業の場合は当該企業。以下「建設JV」

という。)と本事業に係る工事請負契約(以下「工事請負契約」という。)を締結する。なお、建設JVに設計企業を含めないことも認めるが、その場合は当該JVは設計業務を設計企業に発注しなければならない。

ウ 基本契約に基づいて、組合は、SPCと本事業に係る運營業務委託契約(以下「運營業務委託契約」という。)を締結する。

(3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

ア 本施設の設計・建設業務期間

平成26年1月から平成29年3月までの3年3ヶ月間

イ 本施設の運營業務期間

平成29年4月から平成44年3月までの15年間

ウ 仙南最終処分場の延命化業務期間

平成26年1月から平成44年3月までの18年3ヶ月間

(4) 事業期間終了後の措置

組合は、事業期間終了後も概ね15年間にわたり本施設を継続して公共の用に供する予定であるので、事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。

また、本施設の事業期間終了時の措置については、運営開始後12年目の時点において、組合及び事業者は協議を開始するものとする。なお、仙南最終処分場の覆蓋施設の利用年数は、事業者提案による埋立計画を基に協議する。

(5) 事業者の業務範囲

ア 本施設の整備運営に関する業務

(ア) 本施設の設計に関する業務

- ① 本施設の設計(造成設計を含む。)
- ② 測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要な調査
- ③ 組合の循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)申請支援
- ④ 生活環境影響調査の支援(必要資料の作成、試運転開始後の再評価等)
- ⑤ 組合が行うその他許認可申請支援

(イ) 本施設の建設に関する業務

- ① 本施設の建設(造成工事を含む。)
- ② 本事業に係る許認可申請等

(ウ) 本施設の運営に関する業務

- ① 受付管理業務
- ② 運転管理業務
- ③ 維持管理業務

- ④ 環境管理業務
 - ⑤ 情報管理業務
 - ⑥ 資源化業務
 - ⑦ 管理棟の運營業務（環境啓発業務等）
- イ 仙南最終処分場の延命化に関する業務
- (ア) 仙南最終処分場の延命化計画策定に関する業務
 - ① 仙南最終処分場の延命化計画の策定
 - ② 組合の交付金申請支援
 - (イ) 覆蓋施設の設計及び建設に関する業務
 - ① 覆蓋施設の設計及び建設
 - ② 第3区画の早期閉鎖（設計・建設業務期間内の埋立作業を含む）及びキャッピング
 - ③ 前処理施設の設計及び建設
 - ④ 生活環境影響調査の支援（必要資料の作成等）
 - ⑤ 組合が行うその他許認可申請支援
 - (ウ) 埋設廃棄物の掘り起こし及び残さ物の埋立等に関する業務
 - ① 埋設廃棄物の掘り起こし業務
 - ② （仮称）仙南クリーンセンターからの残さ物の埋立業務
 - ③ 前処理施設の運営及び維持管理業務（浸出水処理施設を除く）
 - ④ 覆蓋施設の維持管理業務
 - ⑤ 浸出水の運搬業務
- (6) 組合の業務範囲
- ア 本施設の整備運営に関する業務
 - (ア) 本施設の設計及び建設に関する業務
 - ① 用地の確保
 - ② 近隣同意の取得・近隣対応
 - ③ 生活環境影響調査
 - ④ 交付金申請手続き
 - ⑤ 設計・建設モニタリング
 - ⑥ 設置届等の許認可申請事務
 - (イ) 本施設の運営に関する業務
 - ① 運営モニタリング
 - ② その他これらを実施する上で必要な業務
 - イ 仙南最終処分場の延命化に関する業務
 - ① 浸出水処理施設の運転管理及び維持管理業務
 - ② 掘り起こしごみ及び本施設から生じる廃棄物の運搬
 - ③ 技術管理者の行う業務

- ④ 受付管理業務
- ⑤ 運営モニタリング
- ⑥ その他これらを実施する上で必要な業務

(7) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。なお、詳細は「VI提案に関する条件」に示す。

ア 本施設の整備及び仙南最終処分場の延命化に係る施設の整備に係る対価

組合は、本施設及び仙南最終処分場の延命化に係る施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設JVに支払う。支払いは、基本的に出来形に応じて支払うものとする。

イ 本施設の運営及び仙南最終処分場の延命化に係る対価

組合は、事業者が実施する本施設の運営業務及び仙南最終処分場の延命化に係る対価を委託料として、運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、消費者物価指数等に基づき、年に1回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と変動料金（一般廃棄物の搬入量に応じて変動）で構成されるものとする。

ウ スラグ等の売却収入

SPCは、熱回収施設から発生するスラグ・メタル等について、組合から購入した後、事業者が直接売却することにより得られる収入を自らの収入とすることができる。

(8) 組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは組合において行うが、建設JVは申請手続きに必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

(9) 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

Ⅲ 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

ただし、土曜日、日曜日、祝日には、受付を行わないこととする。

平成 25 年 5 月 8 日（水）	入札公告（入札説明書等の公表）
平成 25 年 5 月 9 日（木）～5 月 17 日（金）	現地見学の受付
平成 25 年 5 月 20 日（月）～5 月 24 日（金）	質問の受付（第 1 回）
平成 25 年 6 月 14 日（金）	質問回答の公表（第 1 回）
平成 25 年 6 月 24 日（月）	参加表明書、資格審査申請書類受付
平成 25 年 7 月 3 日（水）	資格審査結果の通知
平成 25 年 7 月 16 日（火）～7 月 19 日（金）	質問の受付（第 2 回）
平成 25 年 8 月 9 日（金）	質問回答の公表（第 2 回）
平成 25 年 9 月 4 日（水）	入札書類の受付
平成 25 年 10 月下旬	開札
平成 25 年 11 月上旬	落札者の決定及び公表
平成 25 年 12 月下旬	仮契約締結
平成 26 年 1 月下旬	特定事業契約締結

Ⅳ 入札に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び運営企業を含む複数の企業のグループ（ある企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとし、入札参加者は組合との交渉窓口となる企業 1 社を「代表企業」として定める。
- イ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議のうえ、これを決定する。
- ウ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、組合が事業者と事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- エ 落札者は、仮契約締結時までに特別目的会社（以下「SPC」という。）を構成団体のいずれかにおいて設立するものとする。入札参加者の構成員は全て SPC へ出資することとし、入札参加者の構成員以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者中最大とする。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成員は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。

(ア) 本施設の建屋の設計及び仙南最終処分場の覆蓋の設計を実施する企業にあっては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 本施設のプラントの設計を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。複数の企業によりプラントの設計を実施する場合には、それら複数の企業で以下に示す全ての実績を有していれば足りる。

1) ごみ発電によるエネルギー回収及び廃棄物の熔融処理を行っている全連続式の熱回収施設の設計実績を 2 件以上有すること。

2) 「1)」の施設において1年以上の稼動実績（1 系列あたり 90 日間以上の連続安定運転）を有すること。

(ウ) 仙南最終処分場の前処理施設の設計を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設において、提案する前処理施設（破碎設備、選別設備等）の設計実績を 1 件以上有すること。

エ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。

(ア) 本施設の建屋の建設及び仙南最終処分場の覆蓋施設の建設を実施する企業にあっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 本施設の建屋の建設及び仙南最終処分場の覆蓋施設の建設を実施する企業にあっては、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 700 点以上であること。

(ウ) 本施設のプラントの建設及び仙南最終処分場の前処理施設の建設を実施する企業にあっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。

(エ) 本施設のプラントの建設及び仙南最終処分場の前処理施設の建設を実施する企業にあっては、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 700 点以上であること。

(オ) 本施設のプラントの建設を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。複数の企業によりプラントの建設を実施する場合には、それら複数の企業で以下に示す全ての実績を有していれば足りる。

1) ごみ発電によるエネルギー回収及び廃棄物の熔融処理を行っている全連続式の熱回収施設の建設実績を 2 件以上有すること。

2) 「1)」の施設において1年以上の稼動実績（1 系列あたり 90 日間以上の連続安

定運転)を有すること。

(カ) 仙南最終処分場の前処理施設の建設を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設において、提案する前処理施設(破碎設備、選別設備)の建設実績を1件以上有すること。

オ 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。

(ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

(イ) 平成14年4月1日以降において、ごみ発電によるエネルギー回収及び廃棄物の熔融処理を行っている全連続式の熱回収施設の運転管理実績を2件以上(本施設の運営及び仙南最終処分場の延命化を複数の企業で行う場合は、それら複数の企業で2件以上)有していること。

(ウ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、ごみ発電によるエネルギー回収及び廃棄物の熔融処理を行っている全連続式の熱回収施設の現場総括責任者として3年間以上の経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後3年間以上配置できること。

(エ) 本施設の運営にあつては、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置し、仙南最終処分場の延命化にあつては、事業者の責務を達成するために必要な人員体制を構築できること。

(3) 入札参加者の構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 組合又は構成団体のいずれかにおいて指名停止期間中である者

ウ 最近1年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされている者

オ 会社更生法(昭和27年法律172号)に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条に規定する暴力団員(法人にあつては当該法人の役員が暴力団員に該当する場合をいう。)

キ 本事業に係るアドバイザー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及びこの者と資本面及び人事面において関連のある者。(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。)

ク 本事業の「(仮称)仙南クリーンセンター事業者選定委員会」の委員及びこの者と資本金又は人事面において関連のある者。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成員が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

2 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(5) 著作権

入札参加者から本入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、組合は、本事業の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、本入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(7) 資料の取扱い

組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示することを禁じる。

(8) 入札予定価格の公表

本事業における入札予定価格は、20,523,000千円（税抜き額）である。

(9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知することとする。

3 入札に関する手続き等

(1) 入札公告（入札説明書等の公表）

平成25年5月8日（水）に入札公告し、入札説明書等を交付する。また、組合のホームページにおいて、同日から入札説明書等を公表する。

(2) 現地見学

現地見学の希望者は、次のとおり、組合に申し込むこと。

ア 申し込み受付期間

平成25年5月9日（木）～5月17日（金）

イ 申し込み方法

現地見学の希望者は、様式第1号に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付し、仙南地域広域行政事務組合企画財政課に送信した上で、組合に電話連絡すること。

○Eメール：zaisei@az9.or.jp

○電話番号：0224-52-1320

(3) 入札説明書等に対する質問受付（第1回）

入札説明書等の内容等に対する第1回質問を次のとおり受け付ける。

ア 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に関する質問を、様式第2号により以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：平成25年5月20日（月）～5月24日（金）午後5時

(イ) 提出方法：質問の提出方法は、原則として、様式第2号に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、仙南地域広域行政事務組合企画財政課に送信して提出することとする。また、郵送（書留に限る）も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したCD-Rを同封し、受付期間に必着とすること。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

○Eメール：zaisei@az9.or.jp

○郵送先：〒989-1264 宮城県柴田郡大河原町字新青川1番地1

○電話番号：0224-52-1320

イ 入札説明書等に対する質問への回答の公表

提出された質問に対する回答は、平成 25 年 6 月 14 日（金）から、組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

仙南地域広域行政事務組合ホームページアドレス
<http://www.az9.or.jp/>

（４）参加表明書及び資格審査申請書類受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を仙南地域広域行政事務組合企画財政課へ持参又は郵送（書留に限る）により提出すること。

なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（様式第 8 号）を提出すること。入札を辞退した場合に、今後、組合の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ア 受付日時：平成 25 年 6 月 24 日（月）午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

イ 受付場所：仙南地域広域行政事務組合企画財政課

ウ 電 話：0224-52-1320

エ 提出書類：様式第 3 号から様式第 7 号

（ア）参加表明書

（イ）参加資格審査申請書類及び添付書類

- | | |
|------------------------------|-----|
| ①会社概要 | 1 部 |
| ②企業単体の貸借対照表（直近 3 年） | 1 部 |
| ③企業単体の損益計算書（直近 3 年） | 1 部 |
| ④連結決算の貸借対照表（直近 1 年） | 1 部 |
| ⑤連結決算の損益計算書（直近 1 年） | 1 部 |
| ⑥納税証明書※（法人税、消費税、法人事業税、法人市民税） | 1 部 |
| ⑦その他入札参加者の資格を証する書類の写し | 1 部 |

※⑥の発行日は、入札公告日から参加資格審査申請書類の提出期日までのものとする。

（５）資格審査結果の通知

資格審査の結果については、平成 25 年 7 月 3 日（水）に入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、提案者番号等を併せて通知するため、提案書及び設計図書の作成に用いること。

（６）参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

入札参加資格がないと判断された場合、平成 25 年 7 月 4 日（木）から平成 25 年 7 月 10 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時の間に書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成 25 年 7 月 18 日（木）までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

(7) 入札説明書等に対する質問受付（第2回）

入札説明書等の内容等に対する第2回質問を次のとおり受け付ける。

ア 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に関する質問を、様式第2号により以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：平成25年7月16日（火）～7月19日（金）午後5時

(イ) 提出方法：質問の提出方法は、原則として、様式第2号に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、仙南地域広域行政事務組合企画財政課に送信して提出することとする。また、郵送（書留に限る）も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したCD-Rを同封し、受付期間に必着とすること。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

○Eメール：zaisei@az9.or.jp

○郵送先：〒989-1264 宮城県柴田郡大河原町字新青川1番地1

○電話番号：0224-52-1320

イ 入札説明書等に対する質問への回答の公表

提出された質問に対する回答は、平成25年8月9日（金）から、組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

仙南地域広域行政事務組合ホームページアドレス

<http://www.az9.or.jp/>

(8) 入札書類の受付

参加資格が確認された入札参加者から、本事業に関する下記の書類を記載した入札書類（入札書、提案書、設計図書等）を受け付ける。入札書類の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、組合は受領書を発行する。

ア 受付日時：平成25年9月4日（水） 午前9時～正午、午後1時～午後3時

イ 受付場所：仙南地域広域行政事務組合企画財政課

(ア) 入札書類提出書（様式第9号）

綴じずに1部提出すること。

(イ) 入札書（様式第10号）

入札書は封筒に入れ密封し、事業件名、宛先、入札参加者名を表記して1部提出すること。

(ウ) 委任状（様式第11号）

必要な場合は、綴じずに1部提出すること。

(エ) 設計・建設費用内訳書（様式第12号）

設計・建設費用内訳書は、入札書に同封するか、別途に密封した上で入札参加者名を表記して1部提出すること。

(オ) 本事業の実施に関する提案書（様式第13号～様式第13-3号）

(カ) (仮称) 仙南クリーンセンターの整備運営に関する提案書（様式第14号～様式

第 14-12 号)

(キ) 仙南最終処分場の延命化に関する提案書 (様式第 15 号～様式第 15-5 号)

(ク) 事業計画に関する提案書 (様式第 16 号～様式第 16-4 号)

(ケ) 設計図書

①施設概要 (施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。)

②熱回収施設の主要プロセスの説明

③仙南最終処分場の延命化についての説明 (掘り起こしごみの前処理方法、導入設備、掘り起こし順序、埋立計画、延命化年数等を含む)

④図面

- ・全体配置図[熱回収施設、仙南最終処分場]
- ・動線計画図[熱回収施設、仙南最終処分場]
- ・見学者動線計画図[熱回収施設、仙南最終処分場]
- ・建築一般図 (各階平面図、立面図、断面図) [熱回収施設、仙南最終処分場]
- ・建築仕上図[熱回収施設、仙南最終処分場]
- ・仙南最終処分場の掘り起こし平面図

平成 29 年 4 月時点の状態や事業終了時点をはじめ、提案する掘り起こし計画に応じ、仙南最終処分場の延命化業務を実施している間の仙南最終処分場の状況を記載する。

- ・各階機器配置平面図[熱回収施設、仙南最終処分場]
- ・機器配置断面図[熱回収施設、仙南最終処分場]
- ・鳥瞰図 (熱回収施設、仙南最終処分場の覆蓋施設)
- ・フローシート

○熱回収施設関係

- (1)ごみ、排ガス、スラグ、金属、飛灰等
- (2)上水、冷却水、再利用水等
- (3)余熱利用
- (4)計装系統図
- (5)電気設備主回路単線系統図

○仙南最終処分場関係

- (1)ごみ、覆土、不適物、資源物等

⑤計算書[熱回収施設]

(ごみ質ごと、1 炉及び 2 炉ごとに時間当たり処理量に対応した値とする)

○熱回収施設

- ・物質収支計算書
- ・用役収支計算書 (電気、水関係は管理部門を含めた収支を別途整理する。)
- ・熱収支計算書
- ・主要機器設計計算書 (性能、容量、数量、構造、材質等)

○仙南最終処分場の前処理施設

- ・物質収支計算書
 - ・用役収支計算書（電気、燃料関係。）
 - ・主要機器設計計算書（性能、容量、数量、構造、材質、操作条件、等）
 - ⑥スラグ、メタル等の再資源化に関する資料（有効利用先との協議状況資料及び各資源化物の品質並びに組合からの購入単価）
 - ⑦最終処分場の延命化実績に関する資料（他都市における最終処分場延命化業務の受託実績、工期、埋設廃棄物の掘り起こし及び熔融処理の実績 等）
 - ⑧事業工程表
- (コ) 設計仕様書（案）

参加資格を確認したものに配布する様式に必要事項を記載すること。

提案書のうち、（仮称）仙南クリーンセンターの整備運営に関する提案書、仙南最終処分場の延命化に関する提案書及び事業計画提案書については、構成員名を一切記載せず、入札参加者名については通知した提案者番号等を使用すること。これらは、様式第 13 号～様式第 16-4 号の順に、各ページの下に通し番号を振り、A 4 縦長左ホッチキス綴じにより、正 1 部副 2 0 部及び内容を記録したデータ（CD 等）1 式（使用ソフト：Microsoft「Word」及び「Excel」（Windows 対応））を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ 10.5 ポイントにて作成すること。

設計図書については、提案書と同様に提案者番号等を使用するとともに A 3 版で作成し、前記の順に横長左ホッチキスで綴じ、正 1 部副 2 0 部を提出すること。

設計仕様書（案）については、必要事項を記入した様式の電子データ（Microsoft「Excel」（Windows 対応））のみを CD 等に収録し提出すること。

(9) 提案書に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施する場合がある。

- ・実施日時：平成 25 年 10 月下旬

※時間、場所については追って通知する。

(10) 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち会わせるものとする。

- ア 開札日時：平成 25 年 10 月下旬

※日時については追って通知する。

- イ 開札場所：仙南地域広域行政事務組合会議室

(11) その他

組合が配布する資料及び回答書は、本入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが本入札説明書等を補完・修正するものである場合には、本入札説明書等の内容に優先するものとする。

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- ア 入札に参加する資格がない者のした入札
- イ 入札書類が所定の日時（平成 25 年 9 月 4 日午後 3 時）までに提出されないもの
- ウ 入札書類の記載事項が不明なもの（文字等が不鮮明で判読できないもの、指定した言語及び単位以外の使用など）又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- エ 同一事項の入札について 2 以上の入札書を提出したもの
- オ 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたもの

V 入札書類の審査

1 審査及び選定に関する事項

(1) (仮称) 仙南クリーンセンター事業者選定委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した学識経験者等で構成される「(仮称) 仙南クリーンセンター事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行う。

(2) 選定委員会の委員

委員長	大村 虔一	(特定非営利活動法人とうほくPPP・PFI協会 会長)
副委員長	荒井 喜久雄	(公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長)
委員	斉藤 睦男	(ひろむ法律事務所 弁護士)
委員	土岐 徹朗	(土岐経営支援事務所 中小企業診断士)
委員	安田 憲二	(一般社団法人国際環境研究協会 プログラムオフィサー)

なお、本事業の落札者決定までの間に、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、選定委員会の委員に対して本事業に関しての接触を求める行為、自らのPR書類等を提出すること等により自己を有利にするように働きかける行為、その他委員の透明性及び公平性の確保を侵害する行為を行った場合は失格とする。

(3) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

組合は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査

組合は、あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがって、選定委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、落札者決定基準に示すとおりとする。

エ 審査結果

審査結果は、公表する。

VI 提案に関する条件

1 計画地条件

(1) (仮称) 仙南クリーンセンター建設予定地

所在地	宮城県角田市毛萱字西ノ入地内
敷地面積	約 5.3ha
用途地域	都市計画区域外
容積率	指定なし
建ぺい率	指定なし
緑地率	敷地面積に対し 20%以上
その他	特になし

(2) 仙南最終処分場

所在地	宮城県白石市鷹巣字黒岩下 7 番 1
敷地面積	約 14.1ha
埋立容量	194,040 m ³
浸出水処理施設規模	60 m ³ /日
着工	平成 8 年 7 月
竣工	平成 9 年 1 2 月
処理対象廃棄物	組合所有施設から排出される焼却灰及び残さ物

2 事業用地について

事業用地は組合の所有地である。

3 施設の概要

(1) 熱回収施設

ア 建設予定地

宮城県角田市毛萱字西ノ入地内

イ 施設規模

熱回収施設 (全連続式) : 200 t / 日 (100 t / 日 × 2 系列)

ウ 処理方式

(仮称) 仙南クリーンセンター施設整備基本方針を全て満足できる方式とする。

エ 熱回収施設の基本要件

(仮称) 仙南クリーンセンター施設整備基本方針を全て満足する他、下記を満たす施設とする。

(ア) 高効率ごみ発電が可能である

(イ) 排水のクローズド化が可能である

オ 受入廃棄物

構成団体の区域内から発生する可燃ごみ、仙南最終処分場からの掘り起こしごみ、仙南リサイクルセンターからの残さ（可燃残さ、不燃残さ、資源化不適残さ）、し尿脱水汚泥、その他プラスチック類（硬質プラスチック、資源化不適容器包装プラスチック類）、災害ごみ（必要に応じ）

(2) その他施設

- ・管理棟（別棟とする場合）
- ・計量棟（別棟とする場合）
- ・ストックヤード（別棟とする場合）
- ・乾電池ストックヤード

(3) 外構施設等

- ・駐車場、構内道路、植栽、門、囲障、防災調整池等その他

(4) 仙南最終処分場の概要

ア 所在地

宮城県白石市鷹巣字黒岩下7番1

イ 埋立容量

194,040 m³

ウ 埋立面積

24,000 m²

エ 施設構成

- ・最終処分場本体
- ・浸出水処理施設
- ・外構類（駐車場、構内道路、植栽、門、囲障、防災調整池等その他）

オ 浸出水処理方式

第1凝集沈殿+回転円盤+第2凝集沈殿+砂ろ過+キレート吸着+塩素消毒

カ 埋立廃棄物

組合所有の施設から排出される焼却灰及び残さ物

4 施設の設計・建設工事の提案に関する条件

本事業の範囲である「施設の設計」、「施設の建設工事」については、要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

5 施設の運営の提案に関する条件

本事業の範囲である「施設の運営」については、要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

6 事業計画の提案に関する条件

(1) 本施設の整備に係る対価

組合は、設計企業及び建設企業が実施する本施設の設計・建設並びに仙南最終処分場の延命化計画策定、覆蓋施設の設計・建設及び前処理施設の設計及び建設に係る対価を工事請負契約に基づき支払う。支払は、基本的に出来形部分に応じて支払うものとする。

提案に際しての各年度の支払限度額の割合は次のとおりとする。なお、年度内の前払いは行わない。

平成25年度	0%
平成26年度	10%
平成27年度	60%
平成28年度	30%

(2) 委託料

組合は、SPCが実施する本施設の運営に関する業務並びに埋設廃棄物の掘り起こし及び残さ物の埋立等に関する業務に係る対価を委託料として、運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は平成29年度第1四半期分(平成29年4月1日～6月30日)を初回として、以後年4回、平成43年度第4四半期分(平成44年1月1日～3月31日)までの計60回支払われるものとする。

委託料のうち、本施設の運営業務に関する委託料(以下「委託料A」という。)については、平成29年度第1四半期分(平成29年4月1日～6月30日)を初回として、以後年4回、平成43年度第4四半期分(平成44年1月1日～3月31日)までの計60回支払う。委託料Aについては、固定料金と搬入廃棄物量に応じて変動する変動料金から構成するため、これらの単価(固定料金については、各四半期において同額。)を提案すること。

埋設廃棄物の掘り起こしに関する委託料(以下「委託料B」という。)については、平成29年度第1四半期分(平成29年4月1日～6月30日)を初回として、以後年4回、入札参加者が提案した期間にわたって支払う。委託料Bについては、固定料金単価(各四半期において同額。)と延命化業務を行う期間を提案すること。

残さ物の埋立等(前処理施設の運営及び維持管理業務、覆蓋施設の維持管理業務を含む。)に関する委託料(以下「委託料C」という。)については、平成29年度第1四半期分(平成29年4月1日～6月30日)を初回として、以後年4回、平成43年度第4四半期分(平成44年1月1日～3月31日)までの計60回支払われるものとする。委託料Cについては、固定料金と本施設への搬入廃棄物量(仙南最終処分場ではなく本施設への搬入廃棄物量であることに留意すること。)に応じて変動する変動料金から構成するため、これらの単価(固定料金については、各四半期において同額。)を提案すること。

委託料は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、入札参加者が提案する金額

に物価変動を勘案して定まる額とする。物価変動の判断に用いる指数としては、消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して運営委託契約に定める。

なお、入札価格の算定にあたっては、平成 29 年度から平成 43 年度までの間、後掲する「本施設への搬入廃棄物の将来推計値」に示すごみ量があるものとする。

表 委託料に関して提案を求める事項

施設の区分	提案を求める事項
本施設の運営に関する業務 (委託料A)	・固定料金1（四半期あたりの料金） ・変動料金1（搬入廃棄物1トンあたりの単価）
埋設廃棄物の掘り起こしに関する業務（委託料B）	・固定料金2（四半期あたりの料金） ・業務実施期間
残さ物の埋立等に関する業務 (委託料C)	・固定料金3（四半期あたりの料金） ・変動料金2（搬入廃棄物1トンあたりの単価）

※変動料金1、2とも本施設への搬入廃棄物量に対する単価である。

表 本施設への搬入廃棄物の将来推計値

(単位：t)

年度	搬入廃棄物量	年度	搬入廃棄物量
平成 29 年度	53,048	平成 37 年度	50,257
平成 30 年度	52,481	平成 38 年度	50,257
平成 31 年度	51,904	平成 39 年度	50,257
平成 32 年度	51,356	平成 40 年度	50,257
平成 33 年度	50,812	平成 41 年度	50,257
平成 34 年度	50,264	平成 42 年度	50,257
平成 35 年度	50,257	平成 43 年度	50,257
平成 36 年度	50,257	合 計	762,178

(3) スラグ等の売却収入

スラグ等の売却収入については、組合からの購入金額を配慮し見込むことが可能な額を想定して事業計画を立案することとする。生成物であるスラグ、メタル等の購入単価については、事業者が提案すること。

また、想定する収入については、収入見込みの算定に用いた根拠（売却先、生成物の1トンあたりの売却単価等）を明示することとする。

(4) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備、

運営及び仙南最終処分場の延命化の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者の責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

(5) 保険

建設企業は、組立保険、工事保険、第三者賠償保険等に参加することとする。同様に、SPCは、第三者賠償保険等に参加することとする。

なお、組合は、本施設の所有者として、公共施設の災害共済に参加する。

Ⅶ 事業実施に関する事項

1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

(2) 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、仙台地方裁判所大河原支部を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、特定事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、特定事業契約を解除することができる。

ウ 前 2 号の規定により組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。

イ 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

ア 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、工事請負契約を解除することが

できる。その場合、運営委託契約についても解除することができる。

イ 運営期間においては、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営委託契約を解除することができる。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

3 組合による本事業の実施状況の監視

組合は、事業者が実施する本施設の整備、運営及び仙南最終処分場の延命化について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

(1) モニタリング

組合は、SPCが実施する委託業務及びSPCの財務状況の把握を目的に、定期的又は随時に、公正な視点からのモニタリングを行うこととする。具体的には、計画書、業務報告書、質疑回答書等の書面を通じて実施する他、現地調査、ヒアリング（事業者、利用者）等により実施する。また、組合は、必要に応じて専門家等の意見を参考にモニタリングを実施する。

(2) 支払の減額等

運営業務委託契約、要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については別紙1に規定するが、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。

- ①サービス水準の充足
- ②上記①を満たさない事項が組合に及ぼす影響度
- ③上記①を満たさない事項に対する改善

(組合が提示する是正期間内であればペナルティなしとする。)

Ⅷ 特定事業契約に関する事項

1 契約手続

- (1) 組合は落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。
- (2) 落札者はSPCを設立し、これに組合と基本仮契約をさせ、また自らも締結する。
- (3) 基本仮契約の合意内容に基づき、組合は、建設JVと工事請負仮契約を締結する。
また、SPCと運營業務委託仮契約を締結する。
- (4) 契約保証金は、工事請負契約については契約金額の100分の10以上とする。ただし、建設JVが、請負代金額の100分の10以上の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結したときは、仙南地域広域行政事務組合財務規則を適用し免除する。また、運営委託契約については年間委託料の100分の10以上とし、各事業年度の開始日までに納付することとする。ただし、SPCが、年間委託料の100分の10以上の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結したときは免除する。
- (5) 特定事業契約は、組合議会の議決を経た場合に本契約となる（平成26年1月予定）。

2 その他

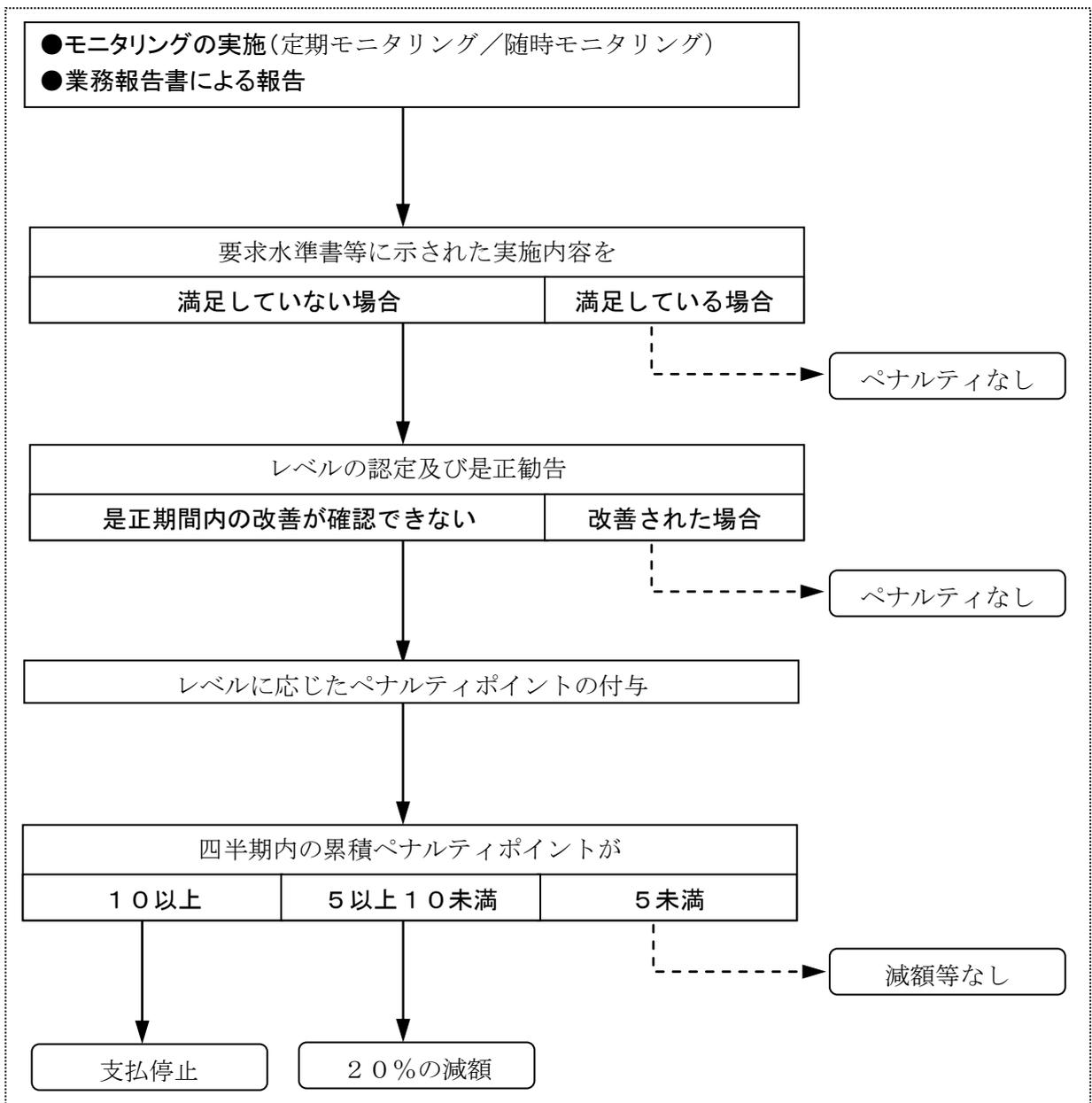
- (1) 組合は、特定事業契約の締結にあたっては、組合議会の議決を要する。
- (2) 事業予定者が特定事業契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行う場合がある。

別紙1 モニタリング実施要領等

1 モニタリングの実施要領

組合は、運營業務期間にわたり、業務の実施状況についてモニタリングし、契約に定められた内容を確実に遂行しているかについて確認する。

その結果、SPCの業務内容が基本契約、運営委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務マニュアル等に示される運営に関する内容を満足していないと組合が判断した場合、以下のフローに示す手続き（四半期毎）により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。



2 委託料の減額方法

(1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各四半期において組合が支払う委託料とする。

(2) 減額等の措置を講じる事態

S P Cの責任により、基本契約、運営委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務マニュアル等に示される運営に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、本施設の運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、本施設の運営に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合

(3) 減額等の決定過程

ア レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、組合は、その程度、緊急度等を勘案し、S P Cに相当な是正期間を提示する。

イ S P Cは、組合の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、組合の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。

ウ 組合及びS P Cは、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

(4) 委託料の減額の金額算定方法

ア ある四半期の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、以下に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5未満	減額等なし
5以上10未満	20%の減額
10以上	支払停止

イ アに従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎になされるものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期においては、再び、0から加算されるものとする。

3 契約の解除

累積ペナルティポイントが10以上の場合、支払停止とする。また、翌期の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが5以上であれば、契約を解除することができる。

別紙2 (仮称) 仙南クリーンセンター施設整備基本方針

(仮称) 仙南クリーンセンター施設整備基本方針

【方針①】 安心・安全な施設とする

ごみ処理施設では、ごみの質が不均一であり、不適物や危険物をすべて把握することが困難であることから、予期せぬ事故が発生する可能性が高い。また、焼却施設ではその運営上、車両の通行、機器の運転、薬品の扱い、高温ガス、蒸気、焼却残さの扱いなど、操作や扱いにより事故につながる可能性があることから、施設が安心・安全であることは、新施設の兼ね備えるべき最も重要な要件といえる。以上を踏まえ、安心・安全な施設とすることを基本方針とし、その安心・安全について常に確認するために可視化できる体制を講じる。

【方針②】 安定稼働が可能な施設とする

組合は2市7町より構成されており、新施設では各市町より搬入されるごみが処理される。よって、施設の不具合等により仙南地域より毎日発生するごみ処理に支障が生じれば、仙南地域における生活環境に重大な影響を及ぼす。以上を踏まえ、安定稼働が可能な施設とすることを基本方針とする。

【方針③】 環境負荷低減が可能な施設とする

環境負荷の低減については、法規制の強化と施設を構成する機器の技術が進歩し、法規制以上の水準達成は十分可能と考えられる。そこで、方針①にある施設に対する安全な施設に加え、ダイオキシン類をはじめとする汚染物質や騒音・振動等の環境負荷低減が可能な施設とすることを基本方針とする。

また、計画地周辺には農地が存在し、排水については放流しないことが望ましいと考えられることから、クロードシステムを採用しプラント排水・生活排水は無放流とする。

さらに、放射性物質に対する安全性を確保するため、国における新たな環境基準の策定等の対応動向により必要な措置を講じる。

【方針④】 最終処分場の負荷の軽減に資する施設とする

平成30年頃に満杯になる仙南最終処分場は、埋立残余容量に限られ、新たな最終処分場を整備する場合であっても多額の経費及び時間を要することから、今後は新施設において掘り起こしごみの熔融スラグ化により埋立物の減量・減容化を図り、最終処分場の延命化に資する施設とする。

【方針⑤】 経済性に優れた施設

新施設の整備・運営にあたっては、民間事業者の持つノウハウ等を活用することなどにより、建設費だけでなく運営費も含め、経済性に優れた施設を目指す。

また、組合所有の角田衛生センターと大河原衛生センターは、稼働からそれぞれ20年と15年の供用期間を経過しており、ごみ処理施設の一般的な耐用年数といわれている15年に対し、角田衛生センターは既に5年経過し、大河原衛生センターにあつては、耐用年数を迎えた状況にある。よって、新施設については、ごみ処理施設の一般的な耐用年数である15年よりも延命化が可能な施設とすることを前提とし、施設の長寿命化により経済性に優れた施設とする。

【方針⑥】 組合地域住民への環境啓発に資する施設

仙南地域をはじめ周辺地域の住民が、環境について身近に感じ、気軽に施設を見学したり学習したりすることができる環境啓発施設とする。

また、ごみ発電及び近年注目されている太陽光などの新エネルギーの活用により環境負荷低減に資する環境啓発施設とする。

【方針⑦】 東日本大震災の教訓を活かした施設

我が国観測史上最大の地震によりもたらされた東日本大震災は、人命やライフラインへの被害が甚大なものであった。その中で、廃棄物にあつては、がれき等の廃棄物の発生量も他の災害と比べ大量であるほか、停電・断水や燃料不足による施設の安定運転が困難であった。このため、震災をはじめとする災害に対する対応策を予め準備しておく必要がある。

そこで、新施設については、仙南地域内における東日本大震災の教訓を活かした、耐震性に優れ、かつ、災害時に増加する一般廃棄物の処理が行える施設とする。